

法律相談のご案内

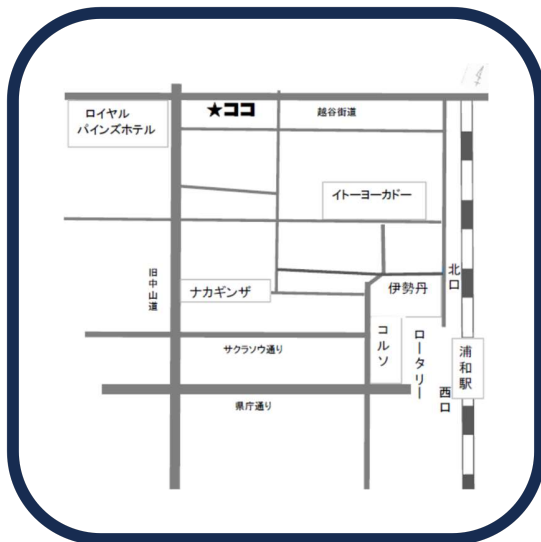
開業130周年の歴史から生まれた伝統と信頼

1894年（明治27）年に浦和の地に開業して以来、代々130年にわたって地道に法的サービスを提供してまいりました。確かな実績と地域や他士業との深いつながりを活かした安心感あるサービスの提供を心がけています。

相談は予約制になっております。お電話又はWebサイトの「お問合せ」フォーム（<https://hatalaw-since1894.jp/contact>）からご予約ください。Webサイトからのご予約の場合には、後日確認のご連絡をさしあげる場合がございます。

法律相談は30分5,500円(税込)です。

より効果的なご提案のために、事前にご事情を伺わせていただく場合がございます。また、相談日当日にお持ちいただきたい書類等がある場合には事前にお伝えさせていただく場合がございます。



弁護士法人畑法律事務所

〒330-0062

埼玉県さいたま市浦和区仲町1-11-13

弁護士 畑 仁

弁護士 齋藤伸一

電話番号: 048-822-2029

Webサイト: <https://hatalaw-since1894.jp/>



【主な取扱業務】

- 遺産分割
- 遺留分
- 遺言書作成
- 遺言執行

相続

- 土地建物明渡
- 賃料回収
- 競売申立て
- 立ち退き

不動産

- 離婚
- 親権
- 養育費
- 成年後見、任意後見

家族

- 交通事故
- 債務整理
- 消費者問題
- 解雇、未払賃金請求

生活

- 事業承継（事業譲渡、後継ぎ問題）
- 契約書作成
- 労働問題
- 顧問契約

企業法務

暑い夏がやってきました。過日、浦和まつりが開催され、当事務所の近所でも各地域からのお神輿の姿をみることができました。我が家の近くでも、中山道祭りがあり、祭囃子やお神輿を担ぐときの「ワッショイ」という声が響き渡ります。近所にある空き地となっている公園には、普段はあまり人が立ち入ることはありません。しかし、お祭りの時期となると、地元自治会のテントが張られ、お神輿部隊の基地に様変わりします。基地内では、法被を着た大人たちがビールを飲み、子どもたちが集まって水鉄砲で遊んでいます。

今ここで走り回っている子どもたちも、やがて、お神輿を担いでビールを飲むようになるのでしょうか。各地域でお祭りが行われているわけですが、こうした光景がこれからも管々と続いていくことを願っています。

世界に目を転じると、イスラム組織ハマスとイスラエルとの紛争もハマス最高指導者の殺害によって一層深刻な事態となり、一昨年来のロシアによるウクライナ侵攻も終わりの見えない状況となっています。主義主張にかかわらず無数の子どもたちが武力攻撃の犠牲になっていると聞き及びます。我々が日々目の前にする平和な光景の裏で、想像もつかないほどの恐怖と憎しみの連鎖が続いているということです。

夏は平和を祈る機会も多くなります。戦争の悲惨さを忘れずに、先人たちが築いてきた目の前にある平和を大切にしていきたいと思えます。

弁護士 齋藤 伸一



創立
130周年
記念

～ 弁護士に聞いてみた ～

まちかど質問箱

Q

「遺言」は残した方がよいですか？

- ▶ 難しい問題です。
- ▶ 遺言はないよりもあったほうがいいのかもかもしれません。
- ▶ 遺言を作成して、死後に想定される相続人同士の争いごとを未然に防ぐことが親の役割かもしれません。

難しい問題です

遺言を残すかどうかは難しい問題です。例えば、息子と娘はそれぞれ成人し結婚をし、家庭をもっているが、今でも大変仲が良い兄妹であるとする。兄妹の父と母としては、自分たちのいずれかが死亡したとしても、兄と妹が協力して相続手続も穏便に済ませられるだろうと思うかもしれません。実際、大体のケースでは何とかなっているものだと思います。

関係が悪化することも

しかし、現実にはそうならない場合も多くあります。先ほどの例でいえば、遺言が残されていなければ、遺産分割は兄妹同士が話し合いで決めなければなりません。兄と妹が話し合いで上手に決められればそれでいいのですが、そうでない場合は、争いに発展し裁判所の調停を利用しなければならなくなるかもしれません。

そして、調停を機に、兄と妹の関係は険悪になってしまいかもしれません。単なる言い争いを超えて絶縁に至る可能性すらあり得るところです。
(右欄に続く)

コラム 後継ぎと事業承継 第1回

中小企業の社会における役割は非常に大きいものであることはいうまでもありません。国内の全企業に占める中小企業の企業数の割合は99パーセントを超え、従業員総数に占める割合は約7割、製品出荷額の占める割合は約半分近くとなっています。中小企業は、経済活動の大きな柱であるだけでなく、雇用や技術の担い手としても社会を支える重要な存在です。したがって、中小企業が、将来にわたってその活力を維持・発展させていくために、事業承継は欠かすことはできません。

しかし、今、中小企業の経営者の高齢化と、後継ぎ不在の問題が深刻な状況となっています。黒字にもかかわらず廃業する企業が増加するなど、貴重な技術の継承や雇用の維持への影響が懸念されています。当事務所は、創業120年を超える法律事務所として、中小企業の事業承継に少しでもお役に立てるよう、後継ぎ問題などの事業承継に係る論点について、日々、調査研究を行っております。本コラムでは、数回に分けて事業承継のために役立つ基礎知識や具体的事例など、分かり易く紹介させていただくことを予定しています。

ぜひ、次回以降もお目通しのほどよろしく申し上げます。

～ 事務所百景 -hyakkei- ～

毎年、初詣は事務所スタッフで大宮氷川神社を訪れ、事務所とお客さまのご多幸を祈願しております



離婚後の夫婦共同親権が認められるようになります

離婚についての法律相談をしていると、離婚することはお互いに納得しているものの、子どもの親権でもめてしまい話が進まないという相談があります。

子どもがいる夫婦が協議によって離婚する場合、父母のいずれか一方を子どもの親権者として定めなければなりません。裁判による離婚の場合であっても、裁判所は父母のいずれかを親権者として定めなければなりません。現行の民法ではそうになっています。

しかし、令和6年5月に民法が改正され、いわゆる共同親権が導入されることになりました（令和8年までに施行予定）。共同親権とは、離婚後に父と母の双方が子どもの親権を持つことをいいます。共同親権とはいっても、単独親権がなくなるわけではありません。民法改正により、子どもを育てる（一緒に生活する）親権者は、協議離婚の場合であれば、協議によって共同親権とするのか、それとも父母の一方の単独親権とするのか決められるようになります。そして、協議が整わず、裁判離婚となる場合には、共同親権とするか単独親権とするかは家庭裁判所が判断します。ただし、家庭裁判所は、ドメスティック・バイオレンスや子どもへの虐待のおそれがある場合には単独親権にしなければなりません。

本改正による共同親権には、注意すべき点もあります。法律相談では、法改正を踏まえた具体的なアドバイスを心掛けたいと考えています。

どっち？ which? ～最初の一步～

私たちの日常生活で、借金、交通事故、離婚、相続など…思わぬ形で「法律トラブル」に巻き込まれることがあります。こういった法律トラブルの当事者となることは「人生に1度あるかないか」という人も多く、いざ巻き込まれたときに全く準備していないのが通常でしょう。そんな時、弁護士など法律の専門家に相談することがまず頭に浮かぶのではないのでしょうか。急に訴状が裁判所から届き呼び出しを受け、そのまま予定日に裁判所に赴くこともあるかもしれません。

いずれにしても、まずは「自分自身」にトラブルが降りかかってきます。そして、専門家に相談するかどうかも含めて、最初の「第一歩」は私たちが自ら判断し、動かなければなりません。このコーナーでは、今後数回にわたり、生活者である私たちの「最初の第一歩」を一緒に考えます。

次号のテーマは「友達からの借金10万円で裁判を起こされた件」です。

今月の名店 ～地域を愛する思いとともに～

「コロッケ」高橋肉店 (浦和区仲町2-3-2)

ジャガイモ本来の濃厚な甘味をサクサクの衣と挽肉の塩味が引き立てます。随所に訪



れるゴロつき食感もまた◎。

最後の一口までジャガイモ本来の「うまみ」を楽しめます。ソースなしがおすすめ。

1個120円。

事務所スタッフもお世話になっております。

浦和を訪れた際には、ぜひ一度！

「ごちそうさまでした」

もし、「遺言」があれば

これに対し、もし遺言が残されていたとしたらどうでしょうか。遺言の内容は、できるだけ息子と娘に不満がないように作成するべきですが、遺産の内容や相続人の考え次第では、どのように記載しても不満が残ってしまうことはあります。

とはいえ、遺言があれば、争いには至らず息子と娘が裁判所を利用する必要性は格段に低くなります。仮に、遺言の内容には不満があったとしても、遺言がない場合に比べて、兄妹関係の悪化は避けられるかもしれません。

ご自身の役割として

いずれにせよ、遺言がないよりもあったほうがいいのかもかもしれません。

特に、遺産分割で揉める可能性を察知しているような場合、遺言を作って死後に想定される争いごとを未然に防ぐことが親の役割かもしれません。たとえその遺言は相続人にとって不満が残る内容であっても、相続人同士の関係が険悪になるよりはまだマシという考え方もあるように思います。

残される方々へ

大変難しい問題ですが、遺言書の作成はご自身の財産についてだけでなく、残される相続人の方々の未来についても考える大切な機会になるかと思えます。

※本稿は執筆者の見解に基づくものであり、回答者により見解が異なる場合がございます。

編集後記

創刊号はいかがでしたでしょうか。「地域に根差した法律情報誌」というコンセプトから、できるだけ身近な話題を取り上げていきたいと考えています。今後ともお目通しのほどよろしく願いいたします。暑さ厳しい折柄、ご自愛のほど祈念申し上げます。